

「統計法制度に関する研究会報告書」のポイント

検討課題

統計調査の民間委託の推進について

検討の背景・必要性

統計調査事務の民間委託の一層の推進を図る上では、**統計調査に対する国民の信頼の確保が必要**であり、そのためには、**統計調査により集められた情報の保護及び統計調査の適切な実施のための法制上必要となる措置を検討することが必要**。

統計データの二次的利用の促進について

検討の背景・必要性

統計データの利用促進に関する制度的な検討が求められており、**秘密の保護・調査対象者の信頼確保等に十分配慮しつつ、統計データの利用の促進の要請に対応するための法制上必要となる措置を検討することが必要**。

法制上講ずべき措置

統計調査の民間委託の推進について

情報の保護の観点

基本的な考え方

調査対象者の情報の保護のため、調査実施者に課している義務や罰則を統計調査の受託者に対しても適用すべき。

具体的な措置

受託者に対して
・調査票等の適正管理義務
・秘密の漏洩や公表期日前漏洩に対する罰則（規定の明確化）
の規定を整備。

統計調査の適切な実施の観点

基本的な考え方

現行の統計法制上、民間委託は具体的な調査方法の一つとして認められているが、今後、民間委託の一層の推進を図る上で支障を生じる点がないか検討することが必要。

具体的な措置

- ・受託者について法律上の資格要件等を新たに設ける必要は特になく、統計法上の「実地調査権」、「統計調査員」の規定の受託者への適用についても法制上の措置は不要。
- ・調査実施者が、指定統計調査の事務（法定受託事務）について地方公共団体が独自に包括的民間委託することを可能と判断した場合には、調査実施者において、地方公共団体が委託を行う場合に講ずべき措置等を定めた調査の計画案を作成し、当該計画案について、統計審議会の審議を経て総務大臣の承認を受けることが必要。

統計データの二次的利用の促進について

現状

現在の統計法制上、指定統計調査の調査票を、当該指定統計作成以外の目的に使用することは原則禁止。使用が認められるのは行政関連の研究等に限られ、総務大臣による個別の承認・公示の手続を経る必要。

統計データの利用促進のための手続の簡素化

現在、総務大臣が一元的に行っている調査票使用の判断を調査実施者に委ねることにより、手続を簡素化。

これまでの運用等を踏まえ、指定統計の作成以外に統計データの使用を認める場合の基準を法令上明記。統計データの使用に係る適正な運用を確保するため、使用を認めなかった場合を含め、統計データの使用の状況について各調査実施者から定期的に報告。

オーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供等

匿名性の確保措置を講じた新たな統計データの使用の形態を制度化し、法制上明確に位置付けることにより、統計データの利用を拡大。

〔 使用者の範囲の学術研究目的等への拡大、調査実施者の努力義務、独立行政法人等への業務の委託、手数料の徴収、第三者機関による匿名性の審査(匿名標本データのみ)等の規定を整備。 〕

オーダーメイド集計：調査実施者等が、個別のオーダーを受けて調査票を用いた集計を行い、集計結果のみ依頼者に提供するもの。

匿名標本データ：調査票から地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなどの加工を行い、個体の識別を不可能にしたもの。

インサイト利用等、秘密の保護等に特に配慮した形態による統計データの利用の促進は、当面、ガイドライン等を作成することにより対応。

インサイト利用：調査票の使用を庁舎内に限定することにより、研究目的等の調査票の使用を認めること。

その他の措置

調査実施者以外の統計データを使用する者についても、調査票等の適正管理義務、秘密の漏洩又は窃用に対する罰則等を規定。

届出統計調査及び承認統計調査に関するオーダーメイド集計、匿名標本データの制度化についても、指定統計と同様の規定整備を検討。

統計データアーカイブの具体的な設置の在り方については、引き続き検討。将来的な設置に備え、調査票等の保存に関する具体的な検討を行う必要。

統計法制度の抜本的見直しの検討について

参考

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄) (平成17年6月21日閣議決定)

<別表2> (6) 統計整備の推進

- ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。
- ・産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月10日
内閣府経済社会統計整備推進委員会報告書)

統計調査の民間委託の推進

統計調査事務の民間委託の推進に伴う法制上の課題について、法制上の措置を講ずるべき。

統計情報の多様かつ高度な利用

秘密の保護とそのための担保措置に特段の留意をした上で、調査票等の統計情報の利用促進のための法制上の措置を講ずるべき。

統計の体系化

行政記録の活用

「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方

統計法制度に関する研究会(総務省)

平成16年11月以降、政策統括官(統計基準担当)の下で、計15回にわたり研究会を開催し審議。

連携

統計制度改革検討委員会(内閣府)

経済社会統計整備推進委員会の後継組織として、平成17年9月に設けられ、計15回にわたり委員会を開催し審議。平成18年6月5日に最終報告書を取りまとめる予定。